

KITAHAMA⁺ PLUS

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

Vol. 23

2025 SPRING

法務 Troubleshooting

シンガポールの労務関連の新法や法改正

隠しカメラの監視映像や秘密録音も証拠に

フランス労働法における

不正証拠(preuve déloyale)の採用について

特集

渉外 × 労働法務

川田 由貴 弁護士

労働法務/争訟・紛争解決/製薬/M&A/国際関係法務/介護
独占禁止法・競争法/コーポレート・会社法

山口 正貴 弁護士

コーポレート・会社法/争訟・紛争解決/労働法務
リスクマネジメント・コンプライアンス/M&A

メステッキージェリー 外国法事務弁護士

知的財産権/国際関係法務/国際紛争解決(仲裁・調停)
コーポレート・会社法/製薬/欧州/北米

ビジネスパーソンの休憩時間
Liverpool FCを支えるサムライ

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

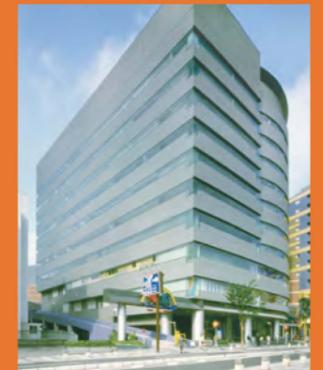
TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サビアタワー

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

KITAHAMA PLUS 定期便へのご登録

KITAHAMA PLUS は、弁護士法人 北浜法律事務所がお届けしているフリーマガジンです。

企業にプラスになるリーガル情報をコンセプトに、年4回発行しています。

定期便(新刊の毎号配送)をご希望の方は、ホームページよりご登録ください。※定期便の購読は無料です



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。

特集

労働法務 × 渉外

海外の子会社の労務問題や、アウトバウンド M&A における留意点は？
グローバル案件を多数扱う弁護士たちが重要ポイントを語ります。



知的財産権 / 国際関係法務 / 国際紛争解決 (仲裁・調停)
コーポレート・会社法 / 製薬 / 欧州 / 北米

外国法事務弁護士

メステッキー ジェリー

労働法務 / 争訟・紛争解決 / 製薬 / M&A / 国際関係法務 / 介護
独占禁止法・競争法 / コーポレート・会社法

コーポレート・会社法 / 争訟・紛争解決 / 労働法務
リスクマネジメント・コンプライアンス / M&A

弁護士

川田 由貴 × 山口 正貴

KITAHAMA^{PLUS}

message



桜花爛漫の候、皆様におかれましては
ますます輝かしい春をお迎えのことと存じます。
この4月より大阪弁護士会会長及び
日本弁護士連合会副会長に就任することになりました。
それに伴い、約12年務めてきた事務所の代表職を退任し、
大阪弁護士会会長職に専心努力する所存です。
季節毎に皆様にご挨拶してまいりました本紙においても、
後任の代表の渡辺徹弁護士に引き継ごうと思います。
渡辺徹弁護士は30年以上一緒に働いてきた頼もしい仲間です。
今後とも、当事務所へ倍旧のご愛顧を賜りますよう
お願い申し上げます。

大阪弁護士会 会長
森本 宏

本年4月より、森本弁護士が
大阪弁護士会会長兼日弁連副会長に就任することに伴い、
当事務所の代表に就任いたしました。
本紙におけるご挨拶も、森本弁護士から引継ぎ、
私が担当させていただきます。
当事務所は、これまで、「クライアントとともに。」という事務所理念のもと、
クライアントの皆様とともに成長することに努めてまいりました。
「クライアントとともに。」あるためには、常にクライアントに貢献し、
価値を提供できること、平たく言えば、クライアントの「役に立つ」
法律事務所であり続けることが重要であると心得ております。
今後とも、当事務所をよろしく願いたします。

北浜法律事務所 代表
渡辺 徹



各国で異なる労働法制

現地事務所とのネットワーク・文化的側面への理解を最大限活用。

アウトバウンド案件では、
現地事務所との
ネットワークが不可欠

川田 2024年7月、ロンドンの法律事務所、ドイツの法律事務所と北浜ドイツ、日本の解雇規制に関する合同ウェビナーを日本語で実施しました。ウェビナーとはいえ、200名を超える方にご出席いただき、日本のみならず、諸外国の解雇規制に関する関心の高さを感じました。

山口 イギリス、ドイツ、日本では、どのような点が異なるのでしょうか？

川田 相違点は色々ありますね。例えば、日本では、試用期間中であっても、本採用後よりは緩やかに判断されるとはいえ、解雇権濫用法理が適用されます。これに対し、イギリス、ドイツでは、雇入れから一定期間の間であれば、原則として解雇保護規制が適用されな

い点は大きな違いです。また、イギリスでは、従業員が自ら職場を去った場合であっても、一定の要件を満たすと「みなし解雇」としての保護を受けられる点も、日本にはない考え方です。

その他にも、解雇が有効と認められるための実質的な要件（解雇理由）・手続いずれの面でも、イギリス、ドイツそれぞれに日本とは異なる留意点があります。日本のクライアントが、海外の子会社において、現地雇用の従業員との解雇を検討される場合、信頼のかけられる現地事務所と連携して、現地の法令・判例や実務に則したアドバイスを提供することの重要性を再認識していただけたかと思います。なお、イギリスでは、保守党から労働党に政権が変わったことで、今後、雇用法の大幅な改正が見込まれており、不正解雇の規制についても雇用初日から適用されることになりそうだとされています。

メステッキー 北浜法律事務所の強み



各国の文化的側面もふまえた
実践的なアドバイス

メステッキー 海外にある現地子会社の労働問題への対応や現地企業の労働DDといった案件は、いわゆるアウトバウンドの労働案件ですが、労働法務については、インバウンド、例えば海外の親会社から、日本子会社での労働問題についてアドバイスを求められるといった案件も多いですね。

川田 そうですね。たとえば、日本子会社で起こったハラスメントの問題について、我々でヒアリング等の調査を実施した上で、海外本社に調査結果を報告し、その後の対応についてアドバイスさせていただくケースも増えていきます。また、日本で起こった労働審判や訴訟について、日本子会社における担当者と連携して日本語で対応しつつ、海外の親会社にも英語でレポートし、

密に連携を取ながら進めていく、というような案件もあります。

山口 私も、海外の企業が日本で初めて子会社を設立するにあたり、日本の労働法制全般についてレクチャーさせていただいた案件や、日本の子会社における労働条件変更について、海外の

親会社の担当者に対し、労働条件変更に関する日本の法制度を説明した上で、具体的な事案における留意点等をご説明する案件、その他にも能力不足の従業員に対する退職交渉をアドバイスするなどの案件を担当しました。インバウンドの労働案件の対応することも増えていきます。海外にとつて、またまだ日本市場は魅力的であり、労働法務×渉外のニーズの高まりを実感しています。

メステッキー 労働法制というのは、各国で大きな違いがありますね。私自身はアメリカの弁護士資格を有していますが、アメリカと日本の労働法制は、大きく異なります。北浜法律事務所には、アメリカ、フランス、中国等、日

は、アメリカ、ヨーロッパはもちろん、東南アジアや中国・台湾を含む各地の法律事務所とネットワークを有しており、日本や海外のクライアントのニーズを理解した上で、各国の現地事務所と連携を取ってアドバイスができる点ですね。

川田 解雇といった局面以外でも、例えば、日本企業が海外の企業を買収するM&Aにおいては、現地の法律事務所を起用した上で、法務デューデリジェンス（法務DD）を実施するケースがほとんどです。その際、現地の雇用法を遵守しているかについてもチェックをするのですが、現地法律事務所から提出されたレポートの内容を理解し、日本のクライアントに分かりやすくご報告するという局面でも、弁護士が日本の労働実務に精通していることが重要だと感じています。



本以外の法域における弁護士資格や実務経験を有する弁護士が所属しているので、「何が違うのか」「クライアントにとつての分かりにくさがあるのか」を理解した上で、その点に焦点をあてたアドバイスをすることができ、法的側面に加えて、さまざまな国における労働問題の処理に関する文化的側面についてもクライアントにアドバイスすることができま

川田 その通りですね。今後も、労働法務×渉外の能力が必要となる具体的な案件の対応はもろろんのこと、海外の法律事務所と合同でのセミナーやウェビナーを通じた情報発信も積極的に行っていきたいと思っています。

Profile



メステッキー
ジェリー

外国法事務弁護士
Jiri Mestecky



外国法事務弁護士(米国イリノイ州弁護士資格)で、大阪を拠点とする法律事務所にて初めての外国人パートナー。2003年から北浜法律事務所にて在籍し、それ以前はイリノイ州のシカゴで6年間、日本や海外のクライアントに対して弁護士活動を行う。また、在日米商工会議所関西支部会頭も務めるなど、長年、日本における国際的なビジネス界に深く関わっている。

Profile



川田 由貴

弁護士
Yuki Kawata



2022年～2023年にかけてロンドンに留学。労働審判・訴訟対応を含む労働案件全般、M&A、競争法(企業結合)案件、紛争解決等を主に取り扱う。外資系製薬会社への法務部への出向経験を有し、クライアントのニーズを的確に理解した上でアドバイスを常に心がけている。

Profile



山口 正貴

弁護士
Masaki Yamaguchi



人事労務分野を中心に扱っており、就業規則の改定を含む雇用契約の改定、従業員をめぐるトラブルに関する調査・懲戒対応、退職や雇止めに関するリスク回避のアドバイスなどに取り組んでいる。その他、契約書の作成・レビュー、紛争解決など、幅広く企業の活動をサポートしている。頼りがいがあり、なおかつ相談のしやすい存在でいられているように精進している。



Relay column

隠しカメラの監視映像や秘密録音も証拠に

フランス労働法における不正証拠の採用について (preuve déloyale)



個人が組織と戦うために、やむを得ないこともあるのでしょ

金田 蔵人
外国弁護士

Claude Kaneda

Profile



フランス弁護士として、フランス企業との商業取引に関する契約及びフランス企業の日本子会社等におけるコンプライアンス・契約書等のアドバイスの経験を有している。自動車、流通・小売、食品及び製造業・メーカーなどの日本企業及びフランス企業を当事者とするクロスボーダーM&Aにも関与。その他、パリ行政高等裁判所、フランス司法最高裁判所及びパリ司法高等裁判所での知見を生かしてフランス・ヨーロッパ競争法に関する業務にも従事している。

フランスでは、2011年1月7日付破産院

(Cour de Cassation。フランスの最高裁判所)

の判決以来、不正に入手した証拠を裁判(労働裁判を含む)で使用してはならないという

「公正証拠の原則」は、憲法に準ずる価値をもつ原則として扱われていました。この原則

は、主にプライバシーの権利を保護することを目的としており、これに基づき、フランス

の裁判所は、2020年の破産院判決まで一貫して、不正に入手された証拠(例えば、会社

社のコンピューターに保存されている「個人情報」と記載された文書、従業員をだまして取得したものの等)の採用を拒絶してきました。

しかし、破産院は、2020年9月30日付判決を皮切りに、使用者や労働者が防衛権を行使するために必要で、かつその目的を達成す

るための手段として妥当といえる場合に、不正に入手された証拠の採用を認めるようになりました。これまでに、従業員に事前通知な

く設置された監視カメラ、従業員の入館証情報

報の目的外使用、SNS上の写真、無断録音

について証拠の採用を認めており、無断録音

に関する大法廷判決(2023年12月22日付)により、原則

は、転換されました。この大法廷判決は、不正証拠が必要不可欠である場合(事実の立証を可能にする唯一の証拠であること)

には裁判所に提出できるとし、さらに比例テスト(その証拠を使用すること

によって相手方が被る権利侵害が、防御の目的に照らしてやむを得ないものといえること)を行うこととしました。例えば、医療上

の守秘義務で保護された文書を守秘義務に反して証拠として提出した例では、不正な証拠

であるとして、採用を却下した原判決の判断が認められています。比例テストは、フラン

ス労働法 [112] 条に沿ったものであり、同

条は、正当な目的かつ比例的であれば、労働者の自由を制限することを認めています。



法務 Troubleshooting

シンガポールの労務関連の新法や法改正

File / 23

私は2023年10月より約1年半、シンガポールの法律事務所に出向しました。ここではシンガポールの最近の労務関連の新法や法改正についてご紹介したいと思います。

1 | プラットフォームワーカー法(Platform Workers Act 2024)

シンガポールでは、Grab、foodpanda等のアプリを介した配車・料理配達のサービスが広く普及しており、これらのアプリのようなプラットフォームを介して顧客にサービスを提供する労働者は、「プラットフォームワーカー」と呼ばれます(日本ではギグワーカーともいいます)。

プラットフォームワーカーは、プラットフォーム運営企業の従業員ではなく、顧客の需要に応じて単発で業務を請け負う個人事業主として扱われるため、収入が不安定になる、交通事故に遭ったときの補償がない等のリスクにさらされています。シンガポール政府は、この状況を改善するため、プラットフォームワーカーの①住居と退職後の生活保障のための積立金拠出、②労働災害補償、③労働組合の承認の3つを柱とする新法を制定し、2025年1月1日に施行しました。これにより、プラットフォーム運営者は、プラットフォームワーカーに対して従業員と同等の保障を付与することが義務づけられることとなりました。

2 | 育児休暇制度の拡充

2024年の建国記念日集会において、ローレンス・ウォン首相は、乳幼児期の育児支援強化のために育児休暇制度を拡充することを発表しました。

1点目は、父親の育児休暇の増加です。これまで、父親が取得できる育児休暇は2週間のみでしたが、2025年4月1日より、4週間の休暇を取得できるようになりました。

2点目は、共同育児休暇(SPL: Shared Parental Leave)の導入です。現行制度では、母親が取得する16週間の育児休暇の一部を父親とシェアすることができるとされていますが、父親が取得した分だけ母親の休暇日数が減少することが問題視されていました。そこで、シンガポール政府は、新たに夫婦でシェアできる育児休暇(SPL)を付与することとしました。SPLの配分(夫婦がそれぞれ何日ずつ取得するか)は、夫婦間で自由に決めることができます。

この新制度は段階的に実施され、2025年4月1日以降に出生した子の親には6週間、2026年4月1日以降に出生した子の親には10週間のSPLが付与されます。企業には、新制度の完全施行に向けて、自社の規定を整備し、人員配置を調整しておくことが求められます。

藤田 俊輔 弁護士

Shunsuke Fujita

Profile



M&A案件を多数担当し、上場会社・非上場会社、売手側・買手側、それぞれの立場で依頼者のニーズを実現し、多数実績を積んでいる。近年では、国内大手介護事業者のMBO案件、国内大手繊維商社によるM&A案件等を担当するなど、金融商品取引法上求められる各種手続の対応から、デュ・デリリジェンス、契約書の作成・レビュー・相手方との交渉、M&Aの実行後に生じる問題のサポートやM&Aに関する紛争・訴訟の対応まで、M&Aのあらゆるステージにおいて、総合的なサポートとソリューションを提供している。



Have a little break

ビジネスパーソンのお休み時間



Liverpool FCを支えるサムライ

私は、イングランドプレミアリーグのLiverpoolFCというサッカークラブを15年ほど応援しています。現在チームは絶好調で、5年ぶりのリーグ優勝に向けて首位を独走しています。そのチームを陰ながら支えるのが日本代表MFの遠藤航選手です。“WATA”の愛称で親しまれる彼は、シーズン当初、チームコンセプトに合わないとして試合に出られない日々が続いていま

し。しかし、準備を怠らず、例えば数分の出場であっても必ずベストを尽くす姿が周囲の心を掴み、現在ではゲームのクローザーとしてチームに欠かせない存在になっています。私も“WATA”を見習い、周囲が自分を必要としてくれるその瞬間のために、常に準備を怠らないようにしたいものです。

山口 正貴 弁護士
Masaki Yamaguchi

Profile



山口 正貴弁護士の

オススメスポーツ